



社協だより

かこがわ

2022 Nov.

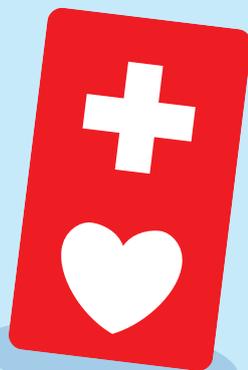
11

No.274

編集・発行：社会福祉法人
加古川市社会福祉協議会

ご存知ですか？

このマーク



©ふくくん



©かこちゃん



マークの解説は 3 面をご覧ください。



もくじ

障がい者理解を通して
 ささえあいが広がるまちに…………… 2・3
 地域の虹…………… 4・5

教育支援資金の紹介ほか…………… 6
 赤い羽根共同募金、善銀だより…………… 7
 お知らせ…………… 8

障がい者理解を通して ささえあいが 広がるまちに

12月3日～9日は、
障害者週間です！

加古川市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)では、障がい者に対する理解を促進し、誰もがお互いを尊重し合う、ささえあいの共生社会を目指しています。

今回は、障害者週間*にあわせて、社協の取り組みの一部を紹介します。

* 障害者週間とは、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めるとともに、国民の障がい者への理解を深めるための運動をする期間です。



ふくくん

福祉を学ぶプログラムを展開しています



かこちゃん

社協では、中・高校生を対象に障害理解を通して誰もが暮らしやすいまちづくりについて考えるプログラムを開催しました。

当日は、車いすユーザーの^{みのたゆみ}蓑田由美さんより、ご自身の障害や障害特性の説明、社会から理解されにくいことによる生きづらさの実体験をお話いただきました。



▲講演会の様子



▲使用している人工呼吸器を説明する蓑田さん

プログラム後半では、「動画で加古川のまちを知ろう」を実施。加古川駅周辺のまち歩き動画を見ながら、車いすユーザーが移動の際にどんな場面で困るのか、また、その際の声かけやサポートの大切さを学びました。参加者からは「誰もが暮らしやすいまちは、バリアフリーが進むだけでなく、そこに暮らす人がお互いに理解し合うことが大切なのだとわかりました。」との声が聞かれました。

全プログラム終了後も、蓑田さんへ質問をする様子が見られ、理解を深めようとする姿が印象的でした。

^{みのたゆみ}蓑田由美さんからのメッセージ



私たちが暮らすまちには、多様な人たちが暮らしています。日々大切にしていることは、障がい者・健常者関係なく"知り合うこと"、"相手を想うこと"です。

健常者が障がい者に寄り添うばかりではなく、障がい者からも情報発信や、一緒に活動する機会をつくり、お互いが理解し合えるまちづくりをしていきたいと思っています。^^



▲蓑田さん
ホームページ

社協では、今回紹介した中・高生向けのプログラムや学校・地域への出前講座、障がい者による研修会のコーディネートも実施しています。

障がい者団体の取り組み

加 古川市障がい者団体連絡会

市内で活動する6つの障がい者団体（身体障害者福祉協会、視覚障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、肢体不自由児・者父母の会、ろうあ協会、中途失聴・難聴者協会）は、共生社会の実現を目指して市民への障がい者理解に関する啓発や研修に取り組んでいます。



▲市民向け研修会の様子



▲岡田市長との懇談会

地 域で豊かに生きるために 加古川市障がい者団体連絡会 代表 山本博昭さん



▲点字を読む山本代表

私たちの障害はさまざまです。障害理解の促進のために必要なことは、お互いのことを知り合うことだと考えています。そして、足りないところをお互いに補って、仲間づくりができれば幸せな社会が生まれるのではないかと思います。

障がい者団体連絡会では、広く一般市民に向けた啓発に取り組んでいますが、団体間においても親睦を深め、お互いの障害特性の理解に努めています。こうして特性を理解し合うことで、会の運営や研修会の開催の際のスムーズな役割分担につながっています。

障害のあるなしに関わらず、お互いを尊重し合える社会にむけて、これからもさまざまな取り組みを進めていきたいと思っています。

✓ 表紙のマークの答えはこちら



✓ 障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用しやすい建物、施設であることを明確に表すためのシンボルマーク。

このマークはすべての障がい者を対象とし、車いす利用の有無は関係ありません。



✓ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用、内部障害や難病、または妊娠初期など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲にそれを必要としていることを知らせるマーク。



✓ ほじょ犬マーク

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を必要とする人の施設利用の円滑化を図り、身体障がい者の自立と社会参加を促進するためのマーク。

施設や店などの入口に貼られています。



✓ 聴覚障害者標（聴覚障害者マーク）

聴覚障がい者が運転する際、周りの車に注意を呼びかけるため、表示を義務付けられているマーク。

このマークを付けた車が安全に通行できるよう配慮することが求められています。

今回、紹介したマークは一部です。ほかにもさまざまなマークがあります。障害に関するマークを理解し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めましょう。

内閣府ホームページ（障害者に関係するマークの一例）▶



地域の虹



ささえあい協議会（生活支援体制整備事業）活動報告
事務局：地域福祉推進係 TEL：079(424)4318（代）

加古川市では、地域ごとに「ささえあい協議会」を立ち上げ、地域の福祉課題解決に向けて、ささえあいの地域づくりを進めています。

今回は、加古川西公民館エリア、志方町、両荘地区、別府町、氷丘地区の5つの「ささえあい協議会」について、現在の協議・活動内容などをお伝えします。

加古川西公民館エリアささえあい協議会【令和3年度スタート】

地域住民のつながりづくりと担い手の養成

加古川西公民館エリアでは、年々地域活動に参加する人が減少しているため、住民のつながりづくりと地域活動の担い手養成に取り組んでいます。

地域住民のつながりづくりでは、新型コロナウイルス感染症防止に配慮しながらウォーキングスタンプラリーを計画しています。これを機に、参加者同士の顔の見える関係づくりが進むことを期待しています。

また、地域活動の担い手養成については、高齢者の生活の不安を解消するため「スマートフォン講座」を企画する際、受講生だけでなくスマートフォン操作方法を説明できる人も地域から募り、住民が主体となった講座を実施していきます。



▲ボランティア募集チラシ

志方町ささえあい協議会【平成30年度スタート】

見守り研修会「木(気)になる輪(わ)」の開催に向けて



▲お守りをかたどった『見守り』

志方町では、見守り研修会「木(気)になる輪(わ)」に3つの小学校(志方小学校、志方東小学校、志方西小学校)の児童たちが協力してくれました。児童たちは、研修会で参加者に配布するお守りをかたどった『見守り』を、高齢者への想いを込めて作ってくれました。

今後この『見守り』が1人でも多くの人にわたるよう、町内会やボランティア組織を中心に、見守り研修会「木(気)になる輪(わ)」を実施していきます。

両荘地区ささえあい協議会【平成30年度スタート】

住民同士のつながりで見守りのしくみづくり

両荘地区では、今年度も住民同士のつながりを深めるため「ふれあいマーケット」を上荘小学校で開催予定です。

見守りのしくみづくりについては、SOSを発信できない人を地域の力で発見するために、「ちょっとした変化に気づく目」を増やすことや気づきをつなぐしくみを検討しています。

今後、身近な関係で見守りを進めるため、町内会長、町内会役員、民生委員を対象に、研修会を開催する予定です。



▲協議会の様子

別府町ささえあい協議会【平成29年度スタート】

地域ぐるみでの見守りに向けて

別府町では、孤独死を無くすなど、安心・安全な町を目指すため、見守りについて検討しています。

「地域ぐるみで見守ろう」という取り組みを検討する中で、別府町にはたくさんの福祉事業所があるという強みを生かし、福祉事業所と地域住民が顔の見える関係性をどのように構築するかを協議してきました。

今年度は、この課題に対応するために、地域住民が福祉事業所について理解を深める場としての研修会を、11月15日に開催する予定です。



▲研修会案内チラシ

氷丘地区ささえあい協議会【平成29年度スタート】

見守り、ささえあい活動の拡充

氷丘地区では、町内会長・自治会長、町内会役員、民生委員、主任児童委員を対象に第3回合同研修会を開催しました。河原第1町内会による見守り、ささえあい活動実践報告の後、各町内会・自治会ごとに分かれて「あったらいいなと思う取り組み」についてグループワークを実施しました。



▲合同研修会の様子

参加者からは、「改めて自分の地域について考える機会となった」「他の町内会の活動を参考に取り組みを進めたい」など、前向きな声があがりました。

各町内会・自治会での取り組みが具体化し、氷丘地区全体でささえあいの輪が広がるよう、今後も協議を進めていきます。

進学したい気持ちを応援します

社協には、低所得世帯に対し、進学・在学中に必要な費用をお貸しする「生活福祉資金（教育支援資金）貸付制度」があります。高校・専門学校・大学の入学前はもちろん、在学中の相談も受け付けています。

教育支援資金

対象者 下記のすべてを満たす世帯

- ①兵庫県内の同一地域に6カ月以上、居住している世帯
- ②世帯収入が市民税非課税世帯程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯
- ③他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯

以下の場合には貸付対象とはなりません

- ・大学院、予備校、外国の学校(留学を含む)、専修学校の一般課程(生涯学習など)

貸付限度額	就学支度費	500,000円
	教育支援費	高校 月額 35,000円
		高専 月額 60,000円
		短大 月額 60,000円
		大学 月額 65,000円

他の制度利用が優先です。
また、貸付には要件があります。
必ず事前にお問い合わせください。

- ※ 貸付は審査があり、申し込みから決定まで **約1カ月半** かかります。
- ※ この制度は、申請後、地域の民生委員への相談が必要です。

貸付利子 無利子

問合せ先 権利擁護支援係 TEL: 079(424)4320
(土日祝、年末年始を除く9:00~16:00)



車いすを貸し出しています

歩行が困難な人の通院や外出など、日常生活をサポートする車いすを無料で貸し出しています。

対象 使用者または申請者、介助者が加古川市民であること。

利用料 無料



貸し出しには、短期貸出(2週間以内)と長期貸出があります。

貸出期間によって申請方法が異なりますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合せ先 総務係
TEL: 079(424)4318(代)

社協会費を納入いただき ありがとうございました。

今年度も社協会費(1世帯年間300円)を納入いただき、ありがとうございました。また、ご協力いただきました町内会・自治会をはじめ、地域の皆さまに深く感謝申し上げます。

お寄せいただきました社協会費は、共同募金や善意銀行の寄付金などとともに、加古川市の地域福祉を進める貴重な財源として、必要な福祉サービス事業に活用させていただきます。今後とも、市民の皆さまと共に地域福祉を進めていく社協の活動に、温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

赤い羽根共同募金 ご協力ありがとうございます。

加古川市の募金運動は、10月1日から始まり12月31日まで実施しています。お寄せいただいた募金は、市内のボランティアや福祉団体の活動に対する助成、経済的に困りの世帯への修学旅行扶助（支度金）などに活用させていただきます。

現在、町内会・自治会および民生委員のご協力による地域での募金をはじめ、学校園や会社、その他さまざまな募金方法で引き続きご協力を呼びかけています。ご理解とご協力をお願いいたします。



さまざまな募金方法

インターネット募金



New★缶バッジ



▲ガチャ募金
(総合福祉会館内)

個人や企業・団体からの大口募金（寄付）も随時受け付けています。赤い羽根共同募金への寄付は、税制上の優遇措置の対象となるほか、厚生労働大臣感謝状や紺綬褒章などが授与される顕彰制度の対象となります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。



▲税制優遇



▲顕彰制度

問合せ：加古川市共同募金委員会事務局 TEL：079（424）4318（代）

善意銀行だより



たくさんの善意をありがとうございました。

●預託状況一覧

(令和4年8月1日～9月30日取り扱い分) (敬称略)

氏名・団体名	金額	氏名・団体名	金額	氏名・団体名	金額
匿名	5,000	中野喜人	10,000	H・T	12,000
チャッピー	2,000	チャッピー	2,000	T・ヒロシ	1,000
匿名	10,000	北在家小柳公園内地蔵尊	10,000	U・N	3,000
U・N	3,000	美乃利シニアクラブ	2,000	匿名	10,000
川柳ニューサロン	3,000	加古川モラロジー事務所	10,000		
匿名	10,156	川柳ニューサロン	3,000		

〈小計〉(16件) 96,156円 〈令和4年度累計〉(65件) 1,203,821円



お知らせ

嘱託職員募集（相談支援業務経験者）

職務内容	主に相談支援に関する業務	雇用形態 募集人数	嘱託職員 2人 ※令和5年4月1日採用予定
応募資格	必要な資格・実務経験があります。詳しくは、募集要項でご確認ください。		
受付期間	令和4年11月1日(火)～11月30日(水)		
勤務条件等	【勤務時間】8:30～17:15 【週休日等】土・日曜日、祝日、年末年始 【給与等】基本給 月額200,000円(社会保険加入、通勤手当、賞与あり)		
問合せ先	加古川市社会福祉協議会 総務係 TEL:079(424)4318(代)		

※詳細は、必ず募集要項でご確認ください。

募集要項は、11月1日から総合福祉会館窓口で配布するほか、加古川市社協ホームページでも公開予定です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

権利擁護支援セミナー

加古川市成年後見支援センターでは、成年後見制度の周知啓発を目的に研修会を開催します。この機会に成年後見制度についての理解を深めてみませんか。

テーマ 『認知症になった波平さん ～契約社会と成年後見制度～』

講師 元NPO法人東濃成年後見センター 理事長 渡辺 哲雄さん

とき 11月30日(水) 14:00～15:30 (13:30～受付開始)

ところ 総合福祉会館 大ホール ※手話通訳、要約筆記あり

受講料 無料 **定員** 50人(先着順)

申込方法 加古川市成年後見支援センター (受付け中)

TEL:079(441)8156 FAX:079(441)8157

E-mail:kouken@kakogawa-shakyo.jp

※FAXまたはメールの場合は、氏名、住所、連絡先を明記してください。

または右記申込フォームよりお申し込みください。



▲申込フォーム

音訳（朗読）ボランティア養成講座

音訳ボランティアとは、文字を音声にして視覚障がい者に情報を伝える活動です。

この講座では、ボランティアの心得を学ぶとともに、発声やアクセントなどの朗読の基礎技術を習得し、視覚障がい者をサポートするボランティアを養成します。

とき 令和5年1月11日(水)～3月15日(水) 毎週水曜日13:30～15:30

ところ 総合福祉会館 大ホール ほか

講師 山田朗読研究会 山岸かよ子さん

内容 発声と朗読の実践、視覚障がい者との交流ほか

参加費 1,000円(資料代含む)

参加対象 講座終了後、ボランティア活動に参加する意欲のある人

定員 20人(先着順)

申込方法 11月7日(月)9:00から受付けを開始します。

ボランティアセンターへお申し込みください。TEL:079(424)4318(代)



▲ボランティアセンターホームページ

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

〒675-8577 加古川市加古川町寺家町177-12
(加古川市総合福祉会館内)

TEL:079(424)4318(代) FAX:079(425)4711

URL:http://www.kakogawa-shakyo.jp

Facebook も更新しています。

■住民基本台帳人口 260,472人 (男性 127,638人 / 女性 132,834人)

■年少人口(14歳まで) 32,152人 (男性 16,591人 / 女性 15,561人)

■高齢者人口(65歳以上) 74,040人 (男性 32,727人 / 女性 41,313人)

■高齢化率 28.43%

(令和4.9.1現在)